

青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例（平成二十八年条例第八号）新旧対照表

旧条文	新条文
<p>○青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例</p> <p style="text-align: right;">平成二十八年三月二十五日 青森県条例第八号</p> <p>改正 平成二九年 三月二七日条例第一九号 令和 元年一〇月一五日条例第二二号 令和 二年 三月二七日条例第一九号 令和三年三月二九日条例第一七号</p> <p>〔青森県建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等徴収条例〕をここに公布する。</p> <p>青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例</p> <p style="text-align: center;">（平二九条例一九・改称）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）の規定による次に掲げる事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものと</p>	<p>○青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例</p> <p style="text-align: right;">平成二十八年三月二十五日 青森県条例第八号</p> <p>改正 平成二九年 三月二七日条例第一九号 令和 元年一〇月一五日条例第二二号 令和 二年 三月二七日条例第一九号 令和三年三月二九日条例第一七号</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和 年 月 日条例第 号</p> <p>〔青森県建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等徴収条例〕をここに公布する。</p> <p>青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例</p> <p style="text-align: center;">（平二九条例一九・改称）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）の規定による次に掲げる事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものと</p>

する。

- 一 法第十二条第一項及び第二項並びに第十三条第二項及び第三項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する事務
- 二 法第三十四条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関する事務
- 三 法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定に関する事務
- 四 法第四十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に関する事務
- 五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第十一条に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付に関する事務（法第二条第一項第二号に規定するエネルギー消費性能に係る計算をすることが必要なものに限る。）

（平二九条例一九・全改、令三条例一七・一部改正）

（手数料の納入）

第二条 別表に掲げる者は、同表に定める手数料を納入しなければならない。

（手数料の納入方法）

第三条 手数料の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。

（手数料の不還付）

する。

- 一 法第十二条第一項及び第二項並びに第十三条第二項及び第三項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する事務
- 二 法第三十四条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関する事務
- 三 法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定に関する事務
- 四 法第四十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に関する事務
- 五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第十一条に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付に関する事務（法第二条第一項第二号に規定するエネルギー消費性能に係る計算をすることが必要なものに限る。）

（平二九条例一九・全改、令三条例一七・一部改正）

（手数料の納入）

第二条 別表に掲げる者は、同表に定める手数料を納入しなければならない。

（手数料の納入方法）

第三条 手数料の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。

（手数料の不還付）

第四条 既に納入した手数料は、還付しない。

(平二九条例一九・追加)

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年条例第一九号)

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年条例第二二号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(令和元年規則第一七号で令和元年十一月一六日から施行)

附 則 (令和二年条例第一九号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (令和三年条例第一七号)

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

第四条 既に納入した手数料は、還付しない。

(平二九条例一九・追加)

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年条例第一九号)

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年条例第二二号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(令和元年規則第一七号で令和元年十一月一六日から施行)

附 則 (令和二年条例第一九号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (令和三年条例第一七号)

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (令和 年条例第 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

別表（第二条関係）

（平二九条例一九・令元条例二二・令二条例一九・令三条例一七・一部改正）

手数料を納入すべき者	手数料				
	名称	区分		金額	
二 法第三十四條第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「計画認定」という。）を受けようとする者	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	知事が定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能誘導基準（法第三十五條第一項第一号に規定する建築物	一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。以下同じ。）	四千円	
			共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）	共同住宅等の住戸の数が四以下の場合	八千円
			共同住宅等の住戸の数が五以上十五以下の場合	一万八千円	
			共同住宅等の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	四万円	

別表（第二条関係）

（平二九条例一九・令元条例二二・令二条例一九・令三条例一七・一部改正）

手数料を納入すべき者	手数料			
	名称	区分		金額
二 法第三十四條第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「計画認定」という。）を受けようとする者	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	知事が定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能誘導基準（法第三十五條第一項第一号に規定する建築物	一戸建ての住宅（一棟の建築物からなる一戸の住宅をいう。以下同じ。）又は複合建築物（省令第一条第一項第一号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。）（住戸の数が一のものに限り。）の住宅部分（法第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）	四千円
			共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）又は複合建築物（住戸の数が四以下の場合	八千円
			共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	一万八千円
			共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	四万円

エネルギー消費性能誘導基準をいう。以下同様の場合	非住宅建築物(省令第一号に規定する非住宅建築物をいう。以下同様の場合)	共同住宅等の住戸の数が四十六以上の場合	七万三千円
		非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	八千円
		非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	一万四千元
		非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	二万四千元
		非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	七万三千円

エネルギー消費性能誘導基準をいう。以下同様の場合	非住宅建築物(省令第一号に規定する非住宅建築物をいう。以下同様の場合)	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四十以上の場合	七万三千円
		非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	八千円
		非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	一万四千元
		非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	二万四千元
		非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	七万三千円

			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	十一万六千円
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	十四万六千円
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	十八万三千円
	複合建築物	住宅部分	複合建築物の住戸の数が一の場合	四千円
		(法	複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	八千円
		第十	複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場	一万八千円
		一条		
		第一		
		項に	合	

			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	十一万六千円
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	十四万六千円
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	十八万三千円
	複合建築物	住宅部分	複合建築物の住戸の数が一の場合	四千円
			複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	八千円
			複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場	一万八千円
			合	

			規定	複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	四万円
			住宅		
			部分	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	七万三千元
			をい		
			う。以		
下同					
じ。)					
非住宅部分			複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	八千円	
			複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	一万四千元	
			複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	二万四千元	
			複合建築物の非住宅部	七万三千	

			複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	四万円	
			複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	七万三千元	
			非住宅部分	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	八千円
			複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	一万四千元	
			複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	二万四千元	
複合建築物の非住宅部	七万三千				

			分の床面積の合計が二 千平方メートル以上五 千平方メートル未満の 場合	円
			複合建築物の非住宅部 分の床面積の合計が五 千平方メートル以上一 万平方メートル未満の 場合	十一万六 千円
			複合建築物の非住宅部 分の床面積の合計が一 万平方メートル以上二 万五千平方メートル未 満の場合	十四万六 千円
			複合建築物の非住宅部 分の床面積の合計が二 万五千平方メートル以 上の場合	十八万三 千円
		共同住宅等又は複合建築物の住戸	四千円に	
			一の共同	
			住宅等又	
			は複合建	
			築物に係	

			分の床面積の合計が二 千平方メートル以上五 千平方メートル未満の 場合	円
			複合建築物の非住宅部 分の床面積の合計が五 千平方メートル以上一 万平方メートル未満の 場合	十一万六 千円
			複合建築物の非住宅部 分の床面積の合計が一 万平方メートル以上二 万五千平方メートル未 満の場合	十四万六 千円
			複合建築物の非住宅部 分の床面積の合計が二 万五千平方メートル以 上の場合	十八万三 千円
		削除		削除

			る住戸に ついて計 画認定を 受けよう とする住 戸の数 (以下こ の号にお いて「計 画認定住 戸数」と いう。) を乗じて 得た額
その他 の場合	一戸建ての住宅		三万四千 円
	共同住宅等 共同住宅等の住戸の数が四以下の場合		六万三千 円

その他 の場合	一戸建ての 住宅又は複 合建築物（住 戸の数が一 のものに限 る。）の住宅 部分	省令第十条第二号イ(1) の基準を用いる場合 省令第十条第二号イ(2) の基準を用いる場合	三万四千 円 一万七千 円
	共同住宅等 又は複合建	省令 第十 共同住宅等又は 複合建築物の住	六万三千 円

共同住宅等の住戸の数が五以上十五以下の場合	十万五千円	
共同住宅等の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	十七万九千円	
共同住宅等の住戸の数が四十六以上の場合	二十五万六千円	
新設	新設	新設
新設		新設

建築物（住戸の数が一のものを除く。）の住宅部分	条第 二号	戸の数が四以下の場合	
	イ(1)の基準を用いる場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	十万五千円
		共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	十七万九千円
		共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	二十五万六千円
省令 第十条 第二号	イ(2)の基準を用い	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四以下の場合	二万九千円
		共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	五万千円

				新設	新設
				新設	新設
		非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	省令第十一条第一号イ(1)の基準を用いる場合は同号ただし書の	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	二十万七千円
				非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	二十六万円
				非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	三十三万

				る場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	九万四千円
					共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	十四万二千円
		非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	省令第十一条第一号イ(1)の基準を用いる場合は同号ただし書の	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	二十万七千円	
				非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	二十六万円	
				非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	三十三万	

			規定 を適 用す る場 合	は複合建築物の 非住宅部分の床 面積の合計が千 平方メートル以 上二千平方メー トル未満の場合	六千円
				非住宅建築物又 は複合建築物の 非住宅部分の床 面積の合計が二 千平方メートル 以上五千平方メ ートル未満の場 合	四十八万 円
				非住宅建築物又 は複合建築物の 非住宅部分の床 面積の合計が五 千平方メートル 以上一万平方メ ートル未満の場 合	五十九万 千円
				非住宅建築物又	六十九万

			規定 を適 用す る場 合	は複合建築物の 非住宅部分の床 面積の合計が千 平方メートル以 上二千平方メー トル未満の場合	六千円
				非住宅建築物又 は複合建築物の 非住宅部分の床 面積の合計が二 千平方メートル 以上五千平方メ ートル未満の場 合	四十八万 円
				非住宅建築物又 は複合建築物の 非住宅部分の床 面積の合計が五 千平方メートル 以上一万平方メ ートル未満の場 合	五十九万 千円
				非住宅建築物又	六十九万

			は複合建築物の 非住宅部分の床 面積の合計が一 万平方メートル 以上二万五千平 方メートル未満 の場合	九千円
			非住宅建築物又 は複合建築物の 非住宅部分の床 面積の合計が二 万五千平方メー トル以上の場合	七十九万 七千円
省令 第十 条第 一号 イ(2) の基 準を 用い る場 合	非住宅建築物又 は複合建築物の 非住宅部分の床 面積の合計が三 百平方メートル 未満の場合	七万九千 円	非住宅建築物又 は複合建築物の 非住宅部分の床 面積の合計が三	十万千円

			は複合建築物の 非住宅部分の床 面積の合計が一 万平方メートル 以上二万五千平 方メートル未満 の場合	九千円
			非住宅建築物又 は複合建築物の 非住宅部分の床 面積の合計が二 万五千平方メー トル以上の場合	七十九万 七千円
省令 第十 条第 一号 イ(2) の基 準を 用い る場 合	非住宅建築物又 は複合建築物の 非住宅部分の床 面積の合計が三 百平方メートル 未満の場合	七万九千 円	非住宅建築物又 は複合建築物の 非住宅部分の床 面積の合計が三	十万千円

			百平方メートル以上千平方メートル未満の場合				百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	十三万三千円			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	十三万三千円
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	二十一万五千円			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	二十一万五千円
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル	二十八万円			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五	二十八万円

			以上一万平方メートル未満の場合	
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	三十三万八千円
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	三十九万七千円
	複合建築物	住宅部分	複合建築物の住戸の数が一の場合	三万四千円
			複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	六万三千円

			以上一万平方メートル未満の場合	
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	三十三万八千円
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	三十九万七千円
	複合建築物	住宅部分	省令第十条第 二号イ(1) の基 複合建築物の住戸の数が一の場合	三万四千円
			複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	六万三千円

複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	十万五千円
複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	十七万九千円
複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	二十五万六千円
新設	新設
新設	新設
新設	新設
新設	新設

準を用いる場合	複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	十万五千円
合	複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	十七万九千円
合	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	二十五万六千円
省令第十条第	複合建築物の住戸の数が一の場合	一万七千円
二号イ(2)の基	複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	二万九千円
準を用いる場合	複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	五万千円
合	複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	九万四千円

			新設	新設
非住宅部分	省令第十一条第一号イ(1)の基準を用いる場合は同	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	二十万七	千円
			二十六万	円
			三十三万	六千円
			四十八万	円

		複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	十四万二	千円
非住宅部分	省令第十一条第一号イ(1)の基準を用いる場合は同	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	二十万七	千円
			二十六万	円
			三十三万	六千円
			四十八万	円

				平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	
				複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	五十九万 千円
				複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	六十九万 九千円
				複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	七十九万 七千円
			省令 第十	複合建築物の非住宅部分の床面積	七万九千 円

				平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	
				複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	五十九万 千円
				複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	六十九万 九千円
				複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	七十九万 七千円
			省令 第十	複合建築物の非住宅部分の床面積	七万九千 円

				条第一号イ(2)	積の合計が三百平方メートル未満の場合	
				の基準を用いる場合	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	十万千円
					複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	十三万三千円
					複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	二十一万五千円
					複合建築物の非住宅部分の床面積	二十八万千円

				条第一号イ(2)	積の合計が三百平方メートル未満の場合	
				の基準を用いる場合	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	十万千円
					複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	十三万三千円
					複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	二十一万五千円
					複合建築物の非住宅部分の床面積	二十八万千円

				積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合					積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	
				複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	三十三万八千円				複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	三十三万八千円
				複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	三十九万七千円				複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	三十九万七千円
				共同住宅等又は複合建築物の住戸	三万四千円に計画認定住戸数を乗じて得た額				削除	削除
三 法第三十六条第	建築物 エネルギー	知事が定める	一戸建ての住宅		二千円	三 法第三十六条第	建築物 エネルギー	知事が定める	一戸建ての住宅又は複合建築物（住戸の数が一のものに限る。）の住宅	二千円

一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（以下「計画変更認定」という。）を受けようとする者	ギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	者があらかじめ建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合すると認められた場合	共同住宅等	共同住宅等の住戸の数が四以下の場合	四千円
				共同住宅等の住戸の数が五以上十五以下の場合	九千円
				共同住宅等の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	二万円
				共同住宅等の住戸の数が四十六以上の場合	三万六千円
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	四千円
				非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	七千円
				非住宅建築物又は複合	一万二千

一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（以下「計画変更認定」という。）を受けようとする者	ギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	者があ	部分	共同住宅等	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四以下の場合	四千円
				又は複合建築物（住戸の数が一のものを除く。）の住宅部分	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	九千円
					共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	二万円
					共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	三万六千円
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	四千円	
				非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	七千円	
				非住宅建築物又は複合	一万二千	

			建築物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	円
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	三万六千円
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	五万八千円
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	七万三千円
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五	九万千円

			建築物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	円
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	三万六千円
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	五万八千円
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	七万三千円
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五	九万千円

			千平方メートル以上の 場合	
複合 建築 物	住宅 部分	複合建築物の住戸の数が一の場合	二千円	
		複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	四千円	
		複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	九千円	
		複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	二万円	
		複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	三万六千円	
	非住 宅部 分	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	四千円	
		複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	七千円	

			千平方メートル以上の 場合	
複合 建築 物	住宅 部分	複合建築物の住戸の数が一の場合	二千円	
		複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	四千円	
		複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	九千円	
		複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	二万円	
		複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	三万六千円	
	非住 宅部 分	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	四千円	
		複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	七千円	

			複合建築物の非住宅部 分の床面積の合計が千 平方メートル以上二千 平方メートル未満の場 合	一万二千 円
			複合建築物の非住宅部 分の床面積の合計が二 千平方メートル以上五 千平方メートル未満の 場合	三万六千 円
			複合建築物の非住宅部 分の床面積の合計が五 千平方メートル以上一 万平方メートル未満の 場合	五万八千 円
			複合建築物の非住宅部 分の床面積の合計が一 万平方メートル以上二 万五千平方メートル未 満の場合	七万三千 円
			複合建築物の非住宅部 分の床面積の合計が二 万五千平方メートル以	九万千円

			複合建築物の非住宅部 分の床面積の合計が千 平方メートル以上二千 平方メートル未満の場 合	一万二千 円
			複合建築物の非住宅部 分の床面積の合計が二 千平方メートル以上五 千平方メートル未満の 場合	三万六千 円
			複合建築物の非住宅部 分の床面積の合計が五 千平方メートル以上一 万平方メートル未満の 場合	五万八千 円
			複合建築物の非住宅部 分の床面積の合計が一 万平方メートル以上二 万五千平方メートル未 満の場合	七万三千 円
			複合建築物の非住宅部 分の床面積の合計が二 万五千平方メートル以	九万千円

		上の場合	
	共同住宅等又は複合建築物の住戸	二千円に 一の共同 住宅等又 は複合建 築物に係 る住戸に ついて計 画変更認 定を受け ようとする住戸の 数（以下 この号に おいて 「計画変 更認定住 戸数」と いう。） を乗じて 得た額	
その他 の場合	一戸建ての住宅	一万七千 円	

		上の場合	
	共同住宅等又は複合建築物の住戸	二千円に 一の共同 住宅等又 は複合建 築物に係 る住戸に ついて計 画変更認 定を受け ようとする住戸の 数（以下 この号に おいて 「計画変 更認定住 戸数」と いう。） を乗じて 得た額	
その他 の場合	一戸建ての 住宅又は複	省令第十条第二号イ(1) の基準を用いる場合	一万七千 円

共同住宅等	共同住宅等の住戸の数が四以下の場合	三万千円	
	共同住宅等の住戸の数が五以上十五以下の場合	五万二千円	
	共同住宅等の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	八万九千円	
	共同住宅等の住戸の数が四十六以上の場合	十二万八千円	
新設	新設		新設

合建築物（住戸の数が一のものに限る。）の住宅部分	省令第十条第二号イ(2)の基準を用いる場合		八千円
共同住宅等又は複合建築物（住戸の数が一のものを除く。）の住宅部分	省令第十条第二号イ(1)の基準を用いる場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四以下の場合	三万千円
		共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	五万二千円
		共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	八万九千円
		共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	十二万八千円
	省令	共同住宅等又は	一万四千円

			用い る場 合又 は同 号た だし	は複合建築物の 非住宅部分の床 面積の合計が三 百平方メートル 以上千平方メー トル未満の場合			用い る場 合又 は同 号た だし	は複合建築物の 非住宅部分の床 面積の合計が三 百平方メートル 以上千平方メー トル未満の場合	
			書の 規定 を適 用す る場 合	非住宅建築物又 は複合建築物の 非住宅部分の床 面積の合計が千 平方メートル以 上二千平方メー トル未満の場合	十六万八 千円		書の 規定 を適 用す る場 合	非住宅建築物又 は複合建築物の 非住宅部分の床 面積の合計が千 平方メートル以 上二千平方メー トル未満の場合	十六万八 千円
				非住宅建築物又 は複合建築物の 非住宅部分の床 面積の合計が二 千平方メートル 以上五千平方メ ートル未満の場 合	二十四万 円			非住宅建築物又 は複合建築物の 非住宅部分の床 面積の合計が二 千平方メートル 以上五千平方メ ートル未満の場 合	二十四万 円
				非住宅建築物又 は複合建築物の	二十九万 五千円			非住宅建築物又 は複合建築物の	二十九万 五千円

			非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	三十四万九千円
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	三十九万八千円
		省令第十條第	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床	三万九千円

			非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	三十四万九千円
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	三十九万八千円
		省令第十條第	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床	三万九千円

一 号 イ(2) の基 準を 用い る場 合	面積の合計が三 百平方メートル 未満の場合	五万円
	非住宅建築物又 は複合建築物の 非住宅部分の床 面積の合計が三 百平方メートル 以上千平方メー トル未満の場合	六万六千 円
	非住宅建築物又 は複合建築物の 非住宅部分の床 面積の合計が千 平方メートル以 上二千平方メー トル未満の場合	十万七千 円

一 号 イ(2) の基 準を 用い る場 合	面積の合計が三 百平方メートル 未満の場合	五万円
	非住宅建築物又 は複合建築物の 非住宅部分の床 面積の合計が三 百平方メートル 以上千平方メー トル未満の場合	六万六千 円
	非住宅建築物又 は複合建築物の 非住宅部分の床 面積の合計が二 千平方メートル 以上五千平方メ	十万七千 円

			一トル未満の場合	
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	十四万円
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	十六万九千円
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メー	十九万八千円

			一トル未満の場合	
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	十四万円
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	十六万九千円
			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メー	十九万八千円

				トル以上の場合	
複合 建築 物	住宅 部分	複合建築物の住戸の数が一の場合	複合建築物の住戸の数	一万七千	
					円
			複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	三万千円	
			複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	五万二千円	
			複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	八万九千円	
			複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	十二万八千円	
		新設	新設	新設	
			新設	新設	

				トル以上の場合	
複合 建築 物	住宅 部分	省令 第十 条第 二 号 イ(1) の基 準を 用い る場 合	複合建築物の住戸の数が一の場合	一万七千円	
			複合建築物の住戸の数が二以上の場合	三万千円	
			複合建築物の住戸の数が五以上の場合	五万二千円	
			複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	八万九千円	
			複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	十二万八千円	
			複合建築物の住戸の数が一の場合	八千円	
			複合建築物の住戸の数が二以上の場合	一万四千円	
		省令 第十 条第 二 号 イ(2) の基			

				新設	新設
				新設	新設
				新設	新設
非住宅部分	省令第十條第一号イ(1)の基準を用いる場合は同号ただし	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	十万三千円		
		複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	十三万円		
		複合建築物の非住宅部分の床面積	十六万八千円		

		準を用いる場合	複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	二万五千円
		合	複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	四万七千円
			複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	七万千円
非住宅部分	省令第十條第一号イ(1)の基準を用いる場合は同号ただし	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	十万三千円	
		複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	十三万円	
		複合建築物の非住宅部分の床面積	十六万八千円	

				書の積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	
			る場	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	二十四万円
			合	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	二十九万五千円
				複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	三十四万九千円

				書の積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	
			る場	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	二十四万円
			合	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	二十九万五千円
				複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	三十四万九千円

				複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	三十九万八千円
			省令第十一条第一号イ(2)の基準を用いる場合	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	三万九千円
				複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	五万円
				複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	六万六千円
				複合建築物の非	十万七千

				複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	三十九万八千円
			省令第十一条第一号イ(2)の基準を用いる場合	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	三万九千円
				複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	五万円
				複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	六万六千円
				複合建築物の非	十万七千

				住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	円
				複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	十四万円
				複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	十六万九千円
				複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	十九万八千円

				住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	円
				複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	十四万円
				複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	十六万九千円
				複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	十九万八千円

			共同住宅等又は複合建築物の住戸		一万七千円に計画変更認定住戸数を乗じて得た額			共同住宅等又は複合建築物の住戸		一万七千円に計画変更認定住戸数を乗じて得た額					
四 法第四十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料に適合している旨の認定を受けようとする者	建築物	略	略		略	略	建築物	略		略					
			エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	略	略			略	略	略	エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	略	略	略	
					略			略	略				略		
					略			略	略				略		
					略			略	略				略		
			略	略	略			略	略	略	略	略	略	略	略
								略	略	略				略	
								略	略	略				略	
								略	略	略				略	
								略	略	略				略	
								略	略	略				略	

			(ii)の 基準	上四十五以下の 場合	
			を用 いる 場合	共同住宅等の住 戸の数が四十六 以上の場合	二十五万 六千円
			省令 第一 条第 一項 第二 号イ	共同住宅等の住 戸の数が四以下 の場合	二万九千 円
				共同住宅等の住 戸の数が五以上 十五以下の場合	五万千円
			(2)g i)又 は(3) の基 準を 用い る場 合	共同住宅等の住 戸の数が十六以 上四十五以下の 場合	九万四千 円
				共同住宅等の住 戸の数が四十六 以上の場合	十四万二 千円
		略	略	略	略
				略	略
				略	略
				略	略

			を用 いる 場合	上四十五以下の 場合	
				共同住宅等の住 戸の数が四十六 以上の場合	二十五万 六千円
			省令 第一 条第 一項 第二 号イ	共同住宅等の住 戸の数が四以下 の場合	二万九千 円
				共同住宅等の住 戸の数が五以上 十五以下の場合	五万千円
			(2)又 は(3) の基 準を 用い る場 合	共同住宅等の住 戸の数が十六以 上四十五以下の 場合	九万四千 円
				共同住宅等の住 戸の数が四十六 以上の場合	十四万二 千円
		略	略	略	略
				略	略
				略	略
				略	略

三 共同住宅等又は複合建築物に係る計画認定を受けようとする者、計画変更認定を受けようとする者又は法第四十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を受けようとする者が当該共同住宅等又は複合建築物の共用部分（住戸以外の住宅の用途に供する部分をいう。）について省令第一条第一項第一号イに規定する設計一次エネルギー消費量を算定していない場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の額は、表の第二号から第四号までの規定にかかわらず、それぞれ次に掲げる額のうちいずれか低い額とする。

イ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料については表の第二号、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料については表の第三号、建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料については表の第四号の規定により算定した額

ロ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料については表の第二号、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料については表の第三号、建築物エネルギー消費性能基

三 共同住宅等、複合建築物の住宅部分又は複合建築物に係る計画認定又は計画変更認定を受けようとする者が当該共同住宅等、複合建築物の住宅部分又は複合建築物の共用部分（住戸以外の住宅の用途に供する部分をいう。以下同じ。）について省令第十条第一号ロ(1)に規定する誘導設計一次エネルギー消費量を算定していない場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料並びに共同住宅等又は複合建築物に係る法第四十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を受けようとする者が当該共同住宅等又は複合建築物の共用部分について省令第一条第一項第一号イに規定する設計一次エネルギー消費量を算定していない場合における建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の額は、表の第二号から第四号までの規定にかかわらず、それぞれ次に掲げる額のうちいずれか低い額とする。

イ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料については表の第二号、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料については表の第三号、建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料については表の第四号の規定により算定した額

ロ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料については表の第二号、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料については表の第三号、建築物エネルギー消費性能基

準適合認定申請手数料については表の第四号の規定中次の表の上欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に読み替えることとした場合の当該読替え後の規定により算定した額

住戸の数が四以下	単位住戸（省令 <u>第一条第一項第二号イ(1)(i)</u> に規定する単位住戸をいう。以下同じ。）の床面積の合計が三百平方メートル未満
住戸の数が五以上十五以下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満
住戸の数が十六以上四十五以下	単位住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満
住戸の数が四十六以上	単位住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上
住戸の数が二以上四以下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満

四 計画認定を受けようとする者が建築物エネルギー消費性能向上計画（法第三十四条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）に同条第三項各号に掲げる事項を記載する場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、表の第二号（前号の規定が適用される場合にあつては、同号）の規定にかかわらず、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。以下同じ。）及び他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）について建築物ごとの表の第二号（前号の規定が適用される場合にあつては、同号）に定め

準適合認定申請手数料については表の第四号の規定中次の表の上欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に読み替えることとした場合の当該読替え後の規定により算定した額

住戸の数が四以下	単位住戸（省令 <u>第一条第一項第二号イ(1)</u> に規定する単位住戸をいう。以下同じ。）の床面積の合計が三百平方メートル未満
住戸の数が五以上十五以下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満
住戸の数が十六以上四十五以下	単位住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満
住戸の数が四十六以上	単位住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上
住戸の数が二以上四以下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満

四 計画認定を受けようとする者が建築物エネルギー消費性能向上計画（法第三十四条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）に同条第三項各号に掲げる事項を記載する場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、表の第二号（前号の規定が適用される場合にあつては、同号）の規定にかかわらず、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。以下同じ。）及び他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）について建築物ごとの表の第二号（前号の規定が適用される場合にあつては、同号）に定め

る額を合算した額とする。

五 計画変更認定を受けようとする者が建築物エネルギー消費性能向上計画に法第三十四条第三項各号に掲げる事項を記載している場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、表の第三号（第三号の規定が適用される場合にあつては、同号）の規定にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。

イ ロ以外の場合 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る申請建築物及び他の建築物について建築物ごとの表の第三号（第三号の規定が適用される場合にあつては、同号）に定める額を合算した額

ロ 建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな他の建築物に係る法第三十四条第三項各号に掲げる事項を記載する場合 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る申請建築物及び他の建築物について新たな他の建築物ごとの表の第二号（第三号の規定が適用される場合にあつては、同号）の規定の例により算定した額と建築物（新たな他の建築物を除く。）ごとの表の第三号（第三号の規定が適用される場合にあつては、同号）に定める額とを合算した額

六 法第三十五条第二項（法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合における建築物エネルギー消費

る額を合算した額とする。

五 計画変更認定を受けようとする者が建築物エネルギー消費性能向上計画に法第三十四条第三項各号に掲げる事項を記載している場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、表の第三号（第三号の規定が適用される場合にあつては、同号）の規定にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。

イ ロ以外の場合 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る申請建築物及び他の建築物について建築物ごとの表の第三号（第三号の規定が適用される場合にあつては、同号）に定める額を合算した額

ロ 建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな他の建築物に係る法第三十四条第三項各号に掲げる事項を記載する場合 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る申請建築物及び他の建築物について新たな他の建築物ごとの表の第二号（第三号の規定が適用される場合にあつては、同号）の規定の例により算定した額と建築物（新たな他の建築物を除く。）ごとの表の第三号（第三号の規定が適用される場合にあつては、同号）に定める額とを合算した額

六 法第三十五条第二項（法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合における建築物エネルギー消費

性能向上計画認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、表の第二号（第三号の規定が適用される場合にあつては、同号）又は表の第三号（第三号の規定が適用される場合にあつては、同号）に定める額（前二号に掲げる場合にあつては、前二号に定める額）に、当該審査に係る一戸建ての住宅、共同住宅等、非住宅建築物又は複合建築物について青森県建築確認申請等手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第八十三号）別表第一号の規定の例により算定した額を加算した額とする。

性能向上計画認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、表の第二号（第三号の規定が適用される場合にあつては、同号）又は表の第三号（第三号の規定が適用される場合にあつては、同号）に定める額（前二号に掲げる場合にあつては、前二号に定める額）に、当該審査に係る一戸建ての住宅、共同住宅等、非住宅建築物又は複合建築物について青森県建築確認申請等手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第八十三号）別表第一号の規定の例により算定した額を加算した額とする。